

異動通知書 (職員が福利協会に加入している他の施設へ異動したとき)



取扱いについて

異動後の事業所が福利協会に加入しているか確認してください。
未加入事業所であった場合、異動処理ができない場合があります。

…異動前の事業所で記入するところ

…異動後の事業所で記入するところ



標準給与月額は、10月の改定時以外の変更はありません。

様式10号

折曲厳禁

異動通知書

2014年 9月 1日

公益財団法人 神奈川県福利協会理事長 殿

次のとおり異動を承認しましたので、連名で届けます。

異動前・施設団体等	事業所番号 (右づめでご記入ください。)	0031	異動後・施設団体等	事業所番号 (右づめでご記入ください。)	0018
	(共済契約者等)			(共済契約者等)	
	施設等名	福利保育園		施設等名	神奈川ホーム
	代表者名	園長 福保 次郎		代表者名	施設長 竹田 信二
	電話番号	045-314-0000		電話番号	045-311-0000

【異動前・施設団体等記入欄】

フリガナ	フクリ キョウコ	標準給与月額	
加入者氏名	福利 キョウ子		300000

【異動前・施設団体等記入欄】

加入者番号 (右づめでご記入ください。)

←事業所番号→

003100083

異動年月日 (退職)

(西暦) 年 月 日

2014 08 31

共済掛金拠出

08 月分まで

【異動後・施設団体等記入欄】

加入者番号 (右づめでご記入ください。)

←事業所番号→

001800092

職種番号

【注意事項】

- 異動は、本会共済制度に加盟している共済契約者の施設・団体に転職する場合で、加入期間を継続する場合提出してください。(ただし、掛金納付期間に空白ができない場合のみ)
- には黒のボールペン等で枠からはみ出さないように明りょうに記入してください。
- この届は、「異動前・施設団体等」において作成(太枠をすべて記入し押印する。)のうえ「異動後・施設団体等」へ本紙を送付してください。なお、標準給与月額は、「異動前・施設団体等」で記入してください。
- 職種番号は、右の職種番号表により記入してください。
- 「異動後・施設団体等」では、「異動前・施設団体等」から送付されてきた本異動通知書の異動後・施設団体等欄をご記入・押印のうえ本紙を福利協会へ提出してください。
- 福利協会では処理後、異動通知書施設負担金累計額通知書をそれぞれの施設団体へ送付します。

職種番号		
01施設長	02指導員	03保育士
04介護職員	05栄養士	06調理員
07看護師	08医師	09事務員
10訓練指導員	11介護支援専門員	12介助員
13その他	14その他	

※福利協会使用欄

事務局長	局長補佐	事務局	主任	内容	登録	電算処理

異動年月日は、異動前の事業所の最終年月日を記入してください。

共済掛金拠出は、異動前の事業所が拠出する最後の月を記入してください。

標準給与月額は、異動前の事業所の異動時の標準給与月額を記入してください。